

## 富士吉田市農業委員会 令和6年1月定例総会議事録

- 1 招集期日 令和6年1月29日（月）
- 2 招集場所 美化センター3階会議室
- 3 出席委員（14名）  
会長 佐藤 万吉（第3番）  
第1番 藤井 與三郎      第2番 小俣 創      第4番 小俣 俊子  
第5番 小野 利壹      第6番 渡邊 和英      第7番 遠山まさの  
第8番 渡邊 孝治      第9番 宮下 師貴      第10番 權正 常夫  
第11番 羽田 善行      第12番 勝俣 道明      第13番 志村 金三  
第14番 滝口 倉一

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。

遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程  
第一 議事録署名委員の指名について  
第二 会期の決定について  
第三 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第四 議案第2号 農地法第5条の規定による競・公売適格証明願  
について  
第五 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定  
による農用地利用集積計画の決定について  
第六 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付申請について
- 6 職務および説明のため出席した職員  
農業委員会事務局  
事務局長 渡辺孝広  
事務局次長 木勢美妃  
会計年度任用職員 網倉郷美
- 7 開議 午後2時04分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会1月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員14名のうち、出席委員は14名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告いたします。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、  
第2番 小俣 創 委員、第4番 小俣 俊子 委員  
を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。会期は本日1日間としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後2時07分休憩）

（午後2時10分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第1号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第1委員会の転用許可申請1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第1委員会の1件の朗読後】

この案件につきましては、譲受人が譲渡人より申請地を買い受け、住宅建築用地とするものです。こちらは用途地域内の第3種農地に該当しますので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。1月23日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、その後申請のあった現地を確認しました。受理番号5の61号の申請地は、富士吉田市立病院の北、約200mに位置しています。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の4件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第2委員会の4件の朗読後】

受理番号5の56号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、宅地分譲用地とするものです。用途地域内の第3種農地にあたり、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の58号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、事務所併用住宅建築用地とするものです。こちらも用途地域内の第3種農地にあたり、許可相当と考えます。

次いで、受理番号5の59号につきましては、借受人が申請地を賃借し、洗車場用地とするものです。用途地域内の第3種農地にあたり、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の60号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、宿泊施設用地とするものです。用途地域内の第3種農地にあたり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（渡邊 和英 君）

第2委員会から報告いたします。1月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の56号の申請地は、富士吉田斎場の北東、約140mに位置しております。必要書類も整っており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の58号の申請地は、葎池温泉前駅の東、約100mに位置しております。事務所併用住宅を建築予定であり、必要書類も整っており、許可相当と考えます。

次いで、受理番号5の59号の申請地は、登り坂石油 富士吉田中央店の北、約70mに位置しています。ガソリンスタンド周辺の土地5筆と一体利用して洗車場として利用するもので、必要書類も整っており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の60号の申請地は、世志自動車の北西、約200mに位置しております。建物建っている隣接地と一体利用して、別荘兼宿泊施設として利用するものです。必要書類も整っており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の4件について採決いたします。第2委員会の4件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第3委員会の1件の朗読後】

こちらの案件につきましては、譲受人が申請地を買い受け、事務所兼駐車場用地とするものです。用途地域内の第3種農地に該当し、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。1月23日に、地区委員と事務局とで申請のあつ

た現地を確認しました。受理番号5の57号の申請地は、竜ヶ丘の源鍛冶鉄工所の東に隣接しております。必要書類も整っており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 会長

事務局、ちょっとよろしいですか。譲受人がタクシー会社で、代表取締役が県会議員の方ですね。この方が会社の代表取締役になってもよろしいですか。

○ 事務局

利益相反のような形にならないければ問題ないかと思いますが、議員さんの中には会社役員というような方も大勢いらっしゃいますし。また、こういった事情が欠格事由に該当すれば、立候補の時点で選挙管理委員会の方で受け付けないと思いますが。

ちょっと今調べてみます。お待ちください。

○ 議長（会長）

では、暫時休憩ということをお願いします。

○ 事務局

お待たせしました。地方自治法第92条等によりますと、普通地方公共団体の議員は、国会議員、裁判官、他の地方公共団体の議員、普通公共団体の長、各種行政委員会の委員及び地方公共団体の常勤の職員などとの兼職はできません。兼職ということであれば、民間の会社の役員はあたりません。

また、法第92条の2の兼業の禁止ということになりますと、議員は当該普通地方公共団体に対して請負、工事や作業その他の役務の給付または物件の納入などの取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をするものについて、法人の役員にはなれないと規定しております。このような第92条の2に該当するような場合には、法第127条第1項で失職することとなるようです。これに該当しなければ、兼業も可能であるということになります。

建設会社の代表取締役のような方が議員さんになれば、県の仕事を受けるような場合には失職というようなこともあり得るので、役員をやめるということになるかと思えます。

○ 議長（会長）

はい、事務局からの説明でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (会長)

ご異議なしと認めます。次に、第6委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長 (渡辺 孝広 君)

第6委員会の3件につきましては、1,868番1の土地を4筆に分筆し、うち3筆に農転をかけるものになります。

【議案第1号 第6委員会の3件の朗読後】

まず、受理番号5の53号、55号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、住宅建築用地とするものであります。

次に、受理番号5の54号につきましては、譲受人が譲渡人より申請地を買い受け、建売住宅建築用地とするものです。

いずれも用途地域外の第2種農地であります。住宅が連坦している地域であり、許可相当と考えます。なお、この建売住宅建築を目的とする受理番号5の54号につきましては、土地選定理由書等も添付されております。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長 (会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長 (滝口 倉一 君)

第6委員会から報告いたします。1月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。これら3件の申請地は、寿会館の西、約80mに位置しています。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長 (会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 (会長)

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の3件について採決いたします。第6委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号の農地法第5条許可申請の9件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第四、議案第2号、「農地法第5条の規定による競・公売適格証明願いについて」を議題とします。第2委員会の競・公売適格証明願い1件について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第2委員会の1件の朗読後】

こちらの案件につきましては、申請地を落札してコンテナ置場などにするための競・公売適格証明願いであります。

5条本申請に関しましては、申請地の現況がすでに申請人により資材置場のような形で利用されておりまして、追認の案件となります。競売という原始取得（前の持ち主の時に何らかの制限があったとしても、それらの制限がない状態の権利を取得する）の場合ではありますが、申請人が原因者でありますので、本申請の方で始末書を徴する予定です。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（渡邊 和英 君）

第2委員会から報告いたします。1月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号7の4号の申請地は、開花うどんの南、約110mに位置しております。第5条の転用に関して申請人は、市外にある本社を売却予定であり、申請地を落札した際には、本社にあるコンテナ等を移動させ、申請地をコンテナ置場、資材置場、作業場として利用する転用申請を行う予定です。

現地を確認したところ、違反転用状態ではありますが、始末書の用意もあるということで、証明すべきものと考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第5条許可申請、競・公売適格証明願いの1件は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

今回の案件は、設定件数 20 件です。筆数累計は 31 筆、面積合計は 45,854 m<sup>2</sup>です。全て再設定の案件となります。詳細につきましては、資料をご覧ください。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

今回の利用権については、全て再設定の案件であります。ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第 3 号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第六、議案第 4 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第 4 号 適格者証明申請についての朗読後】

相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付申請につきましては、第 1 委員会の 1 件となります。令和 5 年 7 月、被相続人〇〇〇〇氏の死去による農地の相続にあたり、相続人〇〇〇〇氏より申請されたものであります。

相続人は農業を継続されており、今後も農業経営の安定を図りながら、耕作するものであります。これらのことから、相続税の納税猶予に関する適格者証明書は発行すべきものと考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 職務代理

この方は認定農業者ですか。

○ 事務局

はい、ご夫婦で認定農業者であります。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第 1 委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第 1 委員会委員長（小俣 俊子 君）

第 1 委員会から報告いたします。1 月 23 日に、地区委員と事務局とで申請のあった現地を確認しました。

申請地については、南側から新屋一丁目 254 番 1 は漣神社の西、約 50m に位置して

おり、上吉田東三丁目 262 番 3、1124・25 番合併及び同番合併内 1、1126 番、1127 番、1127 番内 1、1131 番の 7 筆は、県営新屋団地の西に隣接しております。また、上吉田東三丁目 1156 番から 1159 番までの 4 筆は、県営新屋団地の北、約 130m に位置しています。

以上、合計 12 筆、8,467 m<sup>2</sup>については、いずれも営農していることを確認しました。今後も問題なく、営農していくことが見込まれるため、証明すべきものと考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第 1 委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、議案第 4 号の相続税の納税猶予に関する適格証明の交付申請について採決いたします。この申請について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、令和 6 年 1 月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 加々美 和也 推進委員

農転の場合に、隣接農地の耕作者の同意書が必要だと思うのですが、隣接耕作者の同意書は取ってきているんですか。

○ 事務局

農転によって隣接農地に影響があってもよろしくないので、原則隣接耕作者の同意は必要です。ただ、分筆されてしまってその一部の農転をかけるような場合、現地での見た目では隣接耕作者の同意が必要に思えるような場合でも、実は分筆されており隣接していないというような場合がございます。

原則として隣接耕作者の同意書が必要であるということについて、制度上何等の変更はございません。

○ 議長（会長）

よろしいですか。

○ 加々美 和也 推進委員

はい。

○ 議長（会長）

他にありますか。

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 事務局 報告・連絡事項等

一般社団法人山梨県農業会議の事務局からの「農業委員会系統組織による能登半島地震義援金の対応について」という依頼に対して、協議の結果、3万円の義援金を支払うことに決定。

農地利用の意向調査の打ち合わせの日程等を連絡。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

8 閉会 午後3時3分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年1月29日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 小俣 創

委 員 小俣 俊子